

平成28年第1回
笠置町議会臨時会会議録
(第1号)

平成28年4月14日

京都府相楽郡笠置町議会

平成28年第1回（臨時会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	平成28年4月14日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成28年4月14日 9時30分			議長	杉岡義信	
	閉 会	平成28年4月14日 11時52分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名
	1	田中良三	○	5	瀧口一弥	○	
	2	向出 健	○	6	西岡良祐	○	
	3	松本俊清	○	7	石田春子	○	
	4	欠 員		8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	建設産業 課 長	市田精志	○	
	参 与	田中義信	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長 兼 会 計 管 理 者	前田早知子	○	保健福祉 課 長	東 達広	○	
	企画観光 課 長	山本和宏	○	税住民課長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	藤田利則	○	局長補佐	穂森美枝	○	
会 議 録 署名議員	1 番	田 中 良 三		2 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成28年第1回笠置町議会会議録

平成28年4月14日～平成28年4月14日 会期1日間

議 事 日 程 (第1号)

平成28年4月14日 午前9時30分開議

- 第1 議席の指定の件
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 承認第3号 笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第6 承認第4号 笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件
- 第7 承認第5号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例に伴う専決処分の承認を求める件
- 第8 承認第6号 平成27年度笠置町一般会計補正予算(第6号)に伴う専決処分の承認を求める件
- 第9 承認第7号 平成27年度笠置町一般会計補正予算(第7号)に伴う専決処分の承認を求める件
- 第10 同意第1号 笠置町監査委員の選任につき同意を求める件
- 第11 相楽郡広域事務組合議会議員選挙の件
- 第12 加茂笠置組合議会議員選挙の件
- 第13 京都地方税機構議会議員選挙の件
- 第14 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

爽やかな日差しの中、木々の芽も急に伸び、春本番となりました。

本日、ここに平成28年度第1回臨時会が招集されましたところ、御出席いただきましてありがとうございます。御苦労さまでございます。

本臨時会に提出されます案件についてよろしく御審議いただきますとともに、議会運営に格別の御協力をいただきますようお願い申し上げます。

会議に先立ち、本年3月20日の笠置町長選挙で西村典夫君、同日笠置町議会議員補欠選挙で松本俊清君が当選されました。おめでとうございます。

両君の紹介をいたします。

まず、笠置町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 今、議長のお話にもありましたとおり、3月20日の町長選挙におきまして当選をさせていただき、4月1日に就任をいたしました西村典夫でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 続いて、笠置町議会議員、松本俊清君。

3番（松本俊清君） 松本俊清です。よろしくお願い致します。

議長（杉岡義信君） よろしく致します。

ただいまから平成28年第1回笠置町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（杉岡義信君） 日程第1、議席の指定を行います。

今回、新たに当選されました松本俊清君の議席は、3番議席として、会議規則第4条の規定により指定します。

議長（杉岡義信君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番議員、田中良三君及び2番議員、向出健君を指名します。

以上の両君に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

平成28年3月22日付で、松本俊清君を常任委員並びに議会運営委員及びいこいの館運営対策特別委員に選任をいたしまして、就任されました。

議会運営上、議会運営につきまして、今臨時会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） この場をおかりしまして、私の所信表明をさせていただきます。

5年前の国勢調査よりも人口は15.8%減少し、人口は1,369人になりました。高齢化比率も45%を超え、超高齢化社会に突入しつつあります。

このような状況のもと、笠置町は昔のようにぎわいを取り戻そうと、活性化に向けて28年度から本格的に取り組みを始めます。ふるさとはここ笠置町と誇れるまちを築き上げられますよう、全力で取り組んでまいります。

まず、町政を取り巻く内外の情勢に対し、私の基本認識を申し述べます。

今年、我が国は、国際社会の中で大きな岐路に立つものと考えます。

世界経済の雲行き不安が語られています。とりわけ、中国経済に対する悲観的な見方が支配的となってきております。東アジア諸国は、台頭する中国に対して、みずからどのような距離に身を置くのか、それぞれ悩んできました。私たちの身の回りの製品を見ましても、これまで多くが中国製で占められていましたが、今日、ベトナム製、そして今やミャンマー製の文字まで見るようになってきました。

この間、幾度も世界経済の危機を乗り越えてきた日本は、中国から東南アジアへの生産拠点移転と同時に、日本製ブランド価値の高まりから国内回帰の動きも見られます。

一方、北朝鮮が行った四度の核実験や長距離弾道ミサイルの発射も世界経済に対する不安要素の一つとなりました。核保有をもって自国の主張を通そうなどということは、唯一の被爆国として、そして基地を抱える自治体として断じて許すことはできません。

今後、我が国は、TPP——環太平洋パートナーシップ協定の枠組みに加え、昨年結成されたばかりのAEC——ASEAN経済共同体との連携を強めていくことになると思われま
す。かつて、経済的孤立から戦争へと突き進んだ歴史を教訓に、相互の信頼醸成による自由
貿易を拡大し、持続的・安定的な経済の発展を確保していくことは、貿易立国の我が国にと
って国家存続の絶対要件であります。世界第3位の経済力を持つ我が国が、今後、アジアで
どのようなリーダーシップを発揮するのか、大いに注目を集めることになります。

一方で、国内に目を転じますと、企業の内部留保が300兆円を超えたと言われます。ア
ベノミクスの恩恵は、いまだ大企業中心にとどまり、設備投資や賃上げに十分つながって
おらず、地方経済への波及もまだ限定的であります。強い農業も喫緊の課題であります。社会
保障制度改革も、これ以上の先送りは許されません。政治の強いリーダーシップの発揮が求
められております。

こうした中で、ことし、地方創生は正念場を迎えると考えます。今まで、今、地方では、
あらん限りの創意工夫が始まっております。私は、まず、この地方創生に全力で取り組んで
まいります。

今年度は、まちづくり会社設立、駅再生、商店街活性化に向けた取り組みなどが挙げられ
ております。この事業を通じ、商業、農業、観光、雇用など地域経済が活気づいていくと確
信しております。この事業には、国から7,000万円もの交付金をいただきました。職員
数少ない中での執行は、並々ならぬ決意が必要であります。専門の係をつくりながら、全職
員一丸となって取り組んでまいります。

次に、財政の健全化であります。

5年前の国勢調査より人口が15.8%減少いたしました。これにより、普通交付税は減
少していく覚悟が必要であります。

税収入も減少し、今でさえ経常収支比率は100を超えている状況で、負を将来に送るこ
とのないよう、財政の見直しは避けては通れません。対費用効果を考え、町の単費事業やC
ATVの外注の検討、全ての事務事業の総点検による意識改革など、議会の皆様とも相談さ
せていただきながら取り組んでまいります。

次に、子育て支援であります。

私は、特に教育に力を入れたいと考えております。教育は人づくりであります。将来の笠
置を担っていただける人材を育てていかなければなりません。

笠置小学校は、1人の児童数が教育の現場を大きく変える状況であります。誰もが安心し

て教育を受けられますよう、教育の環境、内容をさらに充実して、安心して笠置小学校へ入学していただけますよう、また空き家を利用した絵本館や子育て支援スペースの整備、子育てサークルの設立など、子育てしやすいまちとして打ち出していきますよう取り組んでいきたいと考えております。

次に、いこいの館の再生であります。

今年度6月末までに、食の部分の土埃、入浴部分のコモンズとの契約の見直しを検討することになっております。残念ながら赤字経営から脱却できていなく、厳しい状況になっております。早急にデータを集め、精査し、また専門家の意見も聞かせていただきながら、存続への可能性を探っていきたく考えております。

ほかとの施設と違う面をつくり出さなくてはなりません。最小限のハード整備、ソフト工夫、お茶の京都の拠点としての位置づけ、グルメやマルシェの機能など、思い切った手を打てば再生への可能性は十分あります。新たな委託先も見据え、議会の皆様とも相談しながら進めていきたく考えております。

次に、高齢者の方が安心して暮らしていただけるまちづくりが何よりも大切と考えております。みんなで支え合い、いつまでも地域で住み続けられますよう、声かけや見守りといった共助の地域力が求められます。社会福祉協議会や民生委員の皆様とともに、行政としても力を入れていきたく考えております。

また、やりがいや居場所をいつまでも持つていただける場をつくり上げ、それが健康寿命を高めていくことにつながり、ひいては医療費や給付費の削減にもなります。笠置町は元気な高齢者の方ばかり、そのようなまちづくりに取り組んでまいります。

以上が、私が特に力を入れて取り組んでいきたい施策でございます。何とぞ御協力をお願いいたします。

最後に、この場をおかりしまして、町民の皆様にご覧いただきありがとうございます。

過疎を逆手にとる10カ条があります。その中で、東京でできないことをやるというのがあります。笠置の人口は、たった1,369人です。同じ屋根の下に住み、暑さ、寒さ、喜怒哀楽もともに共有する家族のように手を結べば、必ずどこにも負けないまちづくりができると信じています。皆様の名字の上に笠置をつけて思い浮かべてください。私でしたら、笠置西村典夫となります。そういうお気持ちを持っていただいて、オール笠置で前へ進んでいきましょう。

次に、後になりましたが、行政報告をさせていただきます。

4月1日、初登庁をいたしまして、新規採用職員6名に辞令交付を行いました。

桜も満開となった4月7日に笠置小学校の入学式が行われ、5名の児童が入学し、全校児童は24名となりました。残念ながら、保育所への入所児童はありませんでしたが、子供たちには健やかで心豊かに育ってほしいと願っております。

今回、今臨時会に御提案申し上げる案件は、条例並びに補正予算の専決処分に対する承認5件、同意案件1件となっており、一般会計補正予算（第7号）につきましては地方創生関連事業を計上しております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第5、承認第3号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 承認第3号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第133号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号）は平成28年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、関連する笠置町税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいた次第でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

承認第3号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、改正内容について御説明いたします。

今回の改正の概要は、第1条関係で、行政不服審査法関係を含みます地方税法等の一部改正による文言の修正と、第2条関係で、町たばこ税に関する経過措置の文言修正等でございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。なお、一部説明を省略させていただくところがございますので、あらかじめ御了承ください。

2ページをごらんください。

第1条関係、災害等による期限の延長、第18条の2では、行政不服審査法の改正に関連して異議申し立てを廃止し、申し立ての手續を審査請求に統一したことにより、税条例におきましても、現行「不服申立て」を「審査請求」に改めています。

次に、固定資産の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、第56条中は、独立行政法人労働者健康安全機構に関する規定の整備と文言の追加を行っております。

4ページになります。

固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告、第59条では、法改正等に伴います第16号規定の追加等を行っております。

次に、5ページ、第2条関係では、町たばこ税に関する経過措置、第6条につきまして、昨年12月に改正いたしました旧3級品製造たばこに関する税率の見直しの経過措置につきまして、それぞれの項中、同表中において、改正条例の規定の整備や文言の見直し等が行われましたので、同様の改正を行っております。

以上、地方税法等の一部改正が平成28年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも平成28年4月1日から施行されたことによりまして専決処分とし、この条例を平成28年4月1日から施行したものでございます。

これで説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。

質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議題について3回ですので、申し添えます。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第3号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、承認第3号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第6、承認第4号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 承認第4号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第133号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第38号）が平成28年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、関連する笠置町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいた次第でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

承認第4号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について、改正内容について御説明いたします。

今回の改正の概要は、国民健康保険税の負担の適正化を図るため、賦課限度額の見直しと低所得者世帯に対する軽減判定所得の算定基準を見直すものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。

2ページをごらんください。

課税額、第2条第2項のただし書き中、国民健康保険税の基礎課税額にかかわる課税限度額を現行「52万円」から「54万円」に改め、同じく同条第3項では、後期高齢者支援金等課税額にかかわる課税限度額を現行「17万円」から「19万円」に改めています。

国民健康保険税の減額、第23条中は、さきの第2条の改正等による文言の修正を行っております。

3ページに入りまして、同条第2号では、軽減する所得判定基準について、5割軽減の被保険者数に乗ずる金額を現行「26万円」から「26万5,000円」に改め、同条第3号中では、同じく軽減する所得判定基準について、2割軽減の被保険者数に乗ずる金額を現行「47万円」から「48万円」に改めています。

この改正は、昨年4月1日にも同様の改正が行われているところでございます。

次に、国民健康保険税の減免、第24条の3で、減免申請をする期限を、他の地方税の改正に準じまして「納期限7日前」を「納期限」に改めております。

以上、地方税法等の一部改正が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されたことにより専決処分とし、この条例を平成28年4月1日から施行したものでございます。

これで説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

今回は、限度額の引き上げと、また低所得者の所得判定基準の引き上げという内容ですけれども、この引き上げによって国保会計の全体の税収の増減はどのように見込まれているのでしょうか、お聞きをいたします。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回の改正に伴って、税収がどう変わるかということでございますけれども、限度額の該当される高所得者層と言われるところにおきましては、現在、限度額に該当されている世帯というのが2件、昨年度の実績からいうと2件程度というような実績の中で、今回の上昇の金額の上がっているところから見ますと、いろんな関連を含めましても10万円程度の増額ということが見込まれるであろうと思っております。

試算は非常に難しいところではあるんですが、しかしながら、あわせて軽減の算定基準というのもここで変わってくるものでありまして、これは1件でも多く軽減、低所得者層の方に対して軽減を適用していこうというような施策でございます。そういった中で、軽減世帯の方も当然ふえてこられるであろうという中で精査しますと、笠置町では余り大きなあれはないのかなというように思っております。

基本的には、国レベルで試算した場合は、やはり一定の税収の増加というのが見込まれるということで、このような国全体の改正が行われているものということで説明を受けておるところではございますが、笠置町の被保険者の被保数、人数からしますと、また所得の現状からいたしますと、余り大きな変動というのは見られないのかなというふうに思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

今の内容ですと、余り大きな変動がないということでした。

それで、そうであるならば、引き上げをしないという選択もあったんじゃないかというふうに思うんですけども、低所得者の軽減ということもあるんだという話でしたけれども、本来ならば、例えば国に対して国保財政の支援を求める、または一般会計から繰り入れをする形で対応することが筋ではないかというふうには思うんですけども、そこでちょっとまず確認をしたいことがあるんですが、今回の引き上げは義務の規定ではないと、つまり引き上げをしないことも可能であるのかどうか、その事実関係の確認、それから一般会計の繰り入れや国に対して国保負担割合を求めるということの選択はなかったのか、その点についてどういう考えをお持ちなのか、お聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問でございますけれども、基本的には国の、国のといたしますか、地方税法の改正に基づきまして、先ほども御説明させていただきましたように、地方税法の改正に伴いまして国保税のほうの改正もございましたので、町の国民健康保険税条例の改正の必要が生じたので、今回改正したということございまして、そういう基準で今回の改正を行っております。

基本的には、税の公平という立場から考えて、あくまでも高所得者、中間所得、低所得、こういった形で公平に税の負担をしていただくかという考えの中で、国のほうもそういった形で改正してきたという説明を受けており、今までの経過もございまして、町のほうもそういった基準で、御負担をいただく方は御負担を少しでもいただく、それから軽減していける、しなくてはならないような低所得者に対しては、一定の配慮をした中で低所得の軽減をしていくというような施策が、これは税の負担の公平ではないかというふうに思われますので、こういった改正を行っているものと私は思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

国の法律が変わったから必要性が生じたという御答弁でしたけれども、これ、義務規定ではなくて、その額を超えられない、超えることはできないという規定だったと思うんですけども、施行規則自体は、なので上げないという選択肢もあったかとは思いますが、その

点もう一回きちっと確認したいということ。

それから、全国的、国の規模でいきますと、高過ぎる国保料ということで大変問題になっていると、その背景には、国が1980年代には50%ほど国庫負担していたのを今では4分の1と、笠置町でいっても、平成28年度の当初国保会計では22%程度の国保負担割合になっていると。やはり、国保を上げることが住民の方の医療の充実につながるのではないかと思うんですけども、その点、再度確認をして質疑としたいと思います。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） ただいまの向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

この今回の税条例の改正につきまして、限度額の改正については選択ができなかったのかということではございますが、基本的には地方税法の改正に伴って改正が生じたので、改正の方向で検討してまいって、今までも、これはもう今回だけのことではございませんので、今までの経緯もございますし、そういった形で進んでまいりました。

また、その件につきましては、町がといいますか、単独で考えてきたわけでもなしに、国民健康保険運営協議会のほうで事前に、こういう内容で、今回の改正がこうであります、こういう中で条例改正を行う予定でございますということで、そのたびに御意見を伺いながら協議会の中で説明をさせてもらって、了解いただきながら今回の改正に進んでいるということは御了解いただきたいなというふうに思います。

また、国庫のいろんな負担の中で、もう少し負担を求めているかどうかということではございますけれども、これはもう以前から御説明させてもらっていますように、現在、広域化、国保の広域化という流れの中で、財政基盤、国保財政の基盤の安定というのが国のほうでも行われております。そんな中で、いろんな国費の投入というのが今行われてきている状況でございます。それがそのまま保険税にはね返るかというものではございませんが、そういった中で、各保険者の基盤の安定ということのために、今、国のほうでは国費の投入を段階的に行っているというような状況でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

3番（松本俊清君） 3番、松本です。

第23条について、ちょっとお聞きしたいんですが、17万円から19万円に上がっていますが、合算額16万円は据え置きになっているんですけども、これ何か説明お願いしたいと思います。

わかりますかな。改正案のところ、17万円が19万円にアップになっているでしょう。

しかし、合算額は16万円で、前回と今回は同額になっているんですが、このアップはないんですか。わかる範囲で説明してください。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えしたいと思うんですが、3ページの上段にあります16万円のことを指していただいているのかなというふうに思います。

これにつきましては3項目ございまして、基礎課税の分が今回、現行52万円が54万円になっております。後期高齢者支援の分が17万円から16万円になっております。この部分につきましては、介護納付金課税額というところございまして、この額につきましては、16万円がそのまま据え置かれております。ですから、これは変わっておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

承認第4号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について反対討論を行います。

この承認案件では、国民健康保険税の課税限度額の引き上げなどが内容となっています。

先ほどの答弁でもありましたように、この引き上げで、昨年の実績では該当する方は2世帯、2件、10万円ほどが税収増として見込まれるのではないかとありました。全体として、低所得者への軽減などもあり、余り大きな変動はないのではないかとということもありました。

そうであるならば、引き上げを行わないという選択もあったかと思いますが、当町では限度額の引き上げを選択されました。

国保税では、高過ぎるということで、皆さん、暮らしの悲鳴の声が全国各地でも上がっています。そんな中で、国が制度を変えたからとそのまま持ち込むのではなくて、やはり国に対して物を言うべきであり、そのまま国の制度改悪を笠置町に持ち込むことは、町の姿勢が問われる問題ではないかと思えます。

当町でも、平成28年度の、先ほども言いましたけれども、国保特別会計で国庫負担割合

は22%と大変低い数字となっています。国に対して、やはりそのまま、制度を変えたからと言いなりのままやるのではなくて、しっかり笠置町の内情を把握され、問題があるときはしっかりと国に対して物を言うべきだと思います。

国へ国保財政の支援を求めることを要望して、反対討論を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第4号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手多数です。したがって、承認第4号、笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第7、承認第5号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 承認第5号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

行政不服審査法が改正され、平成28年4月1日から施行されることとなりましたので、関係条例についてもこの施行にあわせ改正する必要がありましたので、地方自治法第179条の規定により専決処分をしたものであります。

この条例により、笠置町情報公開条例や笠置町個人情報保護条例など7件の条例の改正を行っております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、承認第5号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例に伴う専決処分の承認を求める件について議案の説明をさせていただきます。

行政不服審査制度は、行政処分に関しまして、住民の方がその見直しを求めて国や地方公共団体に不服を申し立てるという制度ですが、この法の改正が行われまして、平成28年4月1日から施行されることとなりましたので、関係する条例について改正を行うものであ

ります。

今回の改正の対象となる条例は、第1条の情報公開条例、第2条で個人情報保護条例、第3条で特定個人情報保護条例、第4条で行政手続条例、第5条で人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、第6条で職員の給与に関する条例、第7条で消防団員公務災害補償条例の7件の条例を改正することとなっております。

それでは、失礼いたします、新旧対照表で説明させていただきます。

まず、全体といたしましては、主な改正といたしまして「不服申立て」というものから「審査請求」へ文言の整理をしております。また、法の改正に伴いまして、一部改正をしておりますのは条番号の整理となっております。

第1条の情報公開条例のほうでも、第11条では「不服申立て」というものを「審査請求」に改正しております。

次、第2条、8ページになります。

笠置町個人情報保護条例、こちらのほうでも、第4節、第36条で第4節の「不服申立て」を「審査請求」、またその次の第36条「審査会への諮問」というものを、まず「審理員による審理手続に関する規定の適用除外」や、次の第37条で「審査会への諮問」というふうに改正しております。

11ページ、第3条の笠置町特定個人情報保護条例、こちらのほうも第4節で「不服申立て」という文言から「審査請求」に改正をしております。

続いて、少し飛びまして14ページとなります。

第4条、第5条、第6条、第7条、この4つのものにつきましても、「不服申立」を「審査請求」、「異議申立」を「審査請求」というものに改正をしております。

以上、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例に伴う専決処分の承認を求める件についての説明とさせていただきます。

議長（杉岡義信君）　これから質疑を行います。質疑はありますか。西岡君。

6番（西岡良祐君）　6番、西岡です。

直接この案件ではないんですけども、2月の議会で不服審査委員会というのを共同設置で東部3町村やっていくということで決まったものですけども、これは先ほどの説明では4月1日から運用に入るということをおっしゃられていますが、特別委員会というのはもう発足して動いているんですか、その辺どうなっているんですか。

議長（杉岡義信君）　総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

2月の議会で提案させていただきました相楽東部連合によります共同設置の不服審査会、第三者機関ですけれども、京都府のほうから承認をいただいたという文書が来ております。今、連合のほうで、その審査会の第三者機関への委員の就任について人選がされているというところまで聞いております。4月1日から施行というところで、承認もいただいているいうことを聞いておりますので、これからの動きになってくるかと思えます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

ということは、もし今、不服申し立てが上がってきたら、そういう対応はできる状態になっているということですか。委員会は、まだメンバーは決まっていないとか言うてはるけれども、その辺どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、不服申し立てがありましたら、審理員というもので、町の中でまず審理してからその第三者機関のほうに諮問するということになりますので、今聞いている状況では、まだ委嘱という、人選しているというところでしたけれども、多分こちらで審理員で審査した後上げるということなので、それまでには間に合う、間に合っていないとこちらも受け付けていただけないところがないので、進んでいると考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第5号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、承認第5号、行政不服審査法の施行に伴う

関係条例の整備等に関する条例に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第8、承認第6号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第6号）に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 承認第6号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第6号）についての提案理由を申し上げます。

平成28年2月29日付で笠置町議会議員2名が辞職され、議員の補欠選挙を執行する必要が生じたので、地方自治法第179条の規定により専決処分をしたものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ57万3,000円を増額し、歳入歳出総額は14億7,697万4,000円となります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、承認第6号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の議案の説明をさせていただきます。

先ほど、町長からもありましたように、平成28年2月29日付で議会議員2名の方が辞職されましたので、公職選挙法第113条第6項の規定により6分の1を超え、補欠選挙を執行する必要が生じたので専決処分をさせていただきました。

歳出から説明させていただきます。

8ページをごらんいただきたいと思います。

歳出につきましては、報酬で開票立会人の報酬といたしまして8万8,000円、需用費では投票用紙等の印刷など9万6,000円を含みまして20万6,000円、役務費は選挙用はがきの送料負担といたしまして通信運搬費で16万7,000円、委託料はポスター掲示板設置撤去委託の費用で11万2,000円を計上しております。

この財源といたしましては、全額地方交付税を充当しております。

以上、議案説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第6号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第6号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、承認第6号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第6号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午前10時27分

再 開 午前10時38分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

先ほどの承認第3号の笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認の件で、訂正がありますので説明願います。税住民課長。

税住民課長（石川久仁洋君） 失礼いたします。

先ほどの承認第3号、笠置町税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める件の説明におきまして、新旧対照表の4ページ、第59条におきまして、第59条では法改正等に伴います第16条の規定の追加を行っておるというように御説明させていただいたところですが、これは第16号の規定を追加しておるということの誤りでございましたので、訂正させていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君） 日程第9、承認第7号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第7号）に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 承認第7号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第7号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、地方創生加速化交付金事業に対する交付額が3月22日付で交付決定されましたので、地方自治法第179条の規定により専決処分をしたものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ7,072万円を増額し、歳入歳出総額は15億

4, 769万4, 000円となります。

主な事業は、まちづくり会社の創設やJR笠置駅周辺整備等に充当し、財源は国庫支出金7, 032万円、地方交付税40万円となっております。

なお、この加速化交付金に関する事業については、平成28年度に繰り越して実施するものです。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、承認第7号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第7号）について議案の説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、先ほど町長が説明いたしましたとおり、地方創生加速化交付金の交付決定による補正予算となっております。

今回の補正予算額7, 072万円のうち7, 062万円を繰り越しいたしまして、平成28年度事業として実施いたしますものでございます。

それでは、8ページからごらんいただきたいと思います。

8ページ、歳入であります。今回の加速化交付金につきましては、10分の10の交付金となっております。

下段のほうになりますが、13款国庫支出金、総務費国庫補助金、総務管理費補助金といったしまして7, 032万、事業額10分の10となっております。

上の10款地方交付税40万につきましては、普通交付税を充当しております。合計で7, 072万円の歳入予算を計上いたしました。

続いて、9ページをお願いいたします。

こちら9ページ、総務費、総務管理費、企画費の中で事業を組んでおります。総額7, 072万の内訳となりますが、お手元お配りさせていただいております交付金事業の一覧表を見ていただきながら御説明させていただきたいと思います。

1枚目のほうに、広域連携事業と単独事業というものがございます。

広域連携事業というものは、2つの事業がございまして、相楽圏域におけるインバウンド観光事業とお茶の京都DMO地域活性化推進事業となっております。

相楽圏域におけるインバウンド観光事業といたしましては、総額で710万円、こちらは相楽郡内における観光事業の連携事業となっております。お茶の京都DMO地域活性化推進事業240万円につきましては、山城広域振興局管内のお茶の京都に関連する連携事業の経

費を計上させていただいております。

その次、単独事業、こちらは笠置町単独で実施する事業となっております。

表題に、『まちづくり会社による「笠置蘇り物語」』という形で全体の事業の名称としておりますが、これが6,082万円、国庫補助金がついたものでございます。

この単独事業の中には、7本の事業を計画しております。

一つは、まちづくり会社を創設する事業といたしまして850万円、こちらには設立経費や事務所になる店舗または空き家の借り上げ・整備を計上しております。

商店街の再生といたしまして1,200万円、こちらは商店街のプロデュース事業や空き店舗の改修事業といたしまして総額1,200万円を計上いたしました。

続いて、特産品開発になります。特産品の開発、またその特産品の販路開拓経費、特産品を置くアンテナショップやカフェスペースの整備等を合計いたしまして1,650万円の予算計上としております。

次に4つ目、サテライトオフィスの展開といたしているところございますが、これは笠置町で事業を実施していただく事業なり事務所を置いていただくということを考えておまして、このサテライトオフィスの整備といたしまして全体総額657万円を計上いたしております。

続いて、お試し住宅の整備です。これは、移住・定住を促進するために、まず笠置町はどんなところかということを経験を切って住んでいただく、例えば1週間から1カ月、また2カ月程度、住宅に住んでいただくということで、お試し住宅の借り上げと整備を上げて450万円としております。

続いて、大学との連携事業ですが、総額700万円を計上しております。さきに出てきておりました特産品の開発や空き店舗の活用等の、これは大学の研究室と連携しながら事業をお願いしていこうというもので、700万円を上げております。

最後、まちづくりプロモーションにつきましては、575万円、委託料で計上しております。笠置町がこういうところだということ売り込むためのプロモーション、移住・定住の方向け、また観光地としての笠置町を売り込むためのプロモーションビデオの作成に575万円を計上いたしております。

以上、大きな事業としては、この広域連携事業、単独事業と総額で7,072万円を計上いたしましたところです。

2枚目につきましては、予算書を転記させていただいております。

賃金につきましては、まちづくり会社創設に係るもの等が、この7,072万円に係る事業費についての説明以下の、もう1段おりた事業内容の説明とさせていただいておりますので、また御参考に見ていただければと思います。

以上、第7号補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。田中君。

1番（田中良三君） 1番、田中です。

単独事業の中で、3つのことを聞かせてもらいますけれども、商店街プロデュース事業委託とありますよね、これはどこに委託しはるのか。

ほんで、それと大学連携事業は、どこの大学と連携しはるのか。

ほんで、まちづくりプロモーションは委託料となっていますけれども、これをどこに委託しはるのか、これを教えていただきます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

委託先のことをお伺いいたしまして、お答えさせていただきますが、この委託先については、まだ今の段階では全く決まっておりません。3月に交付決定の内示がありましてから予算化しておるもので、概要の予算の枠をとったところになっております。

細かな見積もりにつきましては、今後、業者決定した中で、入札なりをしていくこととしておりますが、商店街のプロデュースにつきましては、コンサル等も考えておりますし、大学との連携事業につきましては、現在、笠置町と包括協定をしております同志社大学も視野に入れた中で、京都大学とか府立大学とか、そこらの研究室にまず声をかけさせていただきたいと考えております。

先ほど言いましたように、この事業につきましては、まだ委託先が決まって計上したものではありません。これから細かい中身を詰めていった中で、できるだけ早い段階で委託先を決定して、28年度中に事業を完了させたいと考えておりますので、そこは御了解いただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

まちづくり会社の創設についてお伺いをいたします。

このまちづくり会社は、有志の個人や団体が出資してつくり、事業していくものだとお聞きをしています。町は、まちづくり会社の設立には資金を出し、設立後は一切出資をしない

と聞いています。

また、事業内容は、福祉の関係の送迎や草刈りなど、社会性、公益性のあるものと聞いています。こうした事業は収益を上げにくいものだと思いますけれども、まちづくり会社設立後は一切町は援助をしないのでしょうか。

町のこのまちづくり会社に対する援助のあり方について、考えをお聞きいたします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

まちづくり会社の今後の支援の仕方について、考えていることを申し上げさせていただきますと、軌道に乗るまでは、町は何らか、金銭的ではなく、事務的やったり運営上の支援は必要やと考えております。

将来的にはといたしますか、まちづくり会社には、もちろん収益を上げていただきながら、自主的に運営なり事業を展開して行っていただきたいという団体をつくっていきたくと考えておりますが、初めてのところですし、参画していただける個人、団体の方もまだ見通せない状況ですので、何らかの町としての支援は必要かと考えておりますが、そこについても、またこれから勉強会なり、まちづくり、立ち上げるための中身といたしまして検討する課題かなと考えております。

おっしゃっていただいた公益性のないものということでもありますが、ここに参画していただきたいと考えております団体のほうで事業展開していただく中では、もちろん収益の上がるような事業、収益といたしますか、まるっきりの民間という、そういう何でもないとは思いますが、例えばこの前、個人でされておりました団体の婚活とか、そういう事業もこの中でみんなが受け皿になってしていただけたらというのも考えておりますので、まるっきり収益がない事業ばかりしていただくとか、収益の上がる事業しかできないとか、そういうことではなく、笠置のよりよいまちにつくっていくための会社というふうに考えていただけたらと思いますので、そこらはこれからの内容になってくるかと思えます。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

このまちづくり会社創設には、コンサルに委託する費用も含まれているとお聞きをしておりますけれども、コンサルに依頼せずに、町や住民の方で勉強会を開いたり、そういう形で創設するという形もあるとは思いますが、地方創生の総合戦略ではコンサルに依頼して作成しましたけれども、中身を見ますと、コンサルに依頼しなくてもできるような内容で

あると感じました。

本当にコンサルに依頼することが必要なんでしょうか。そのあたり、見解をお伺いいたします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

まちづくり会社と、会社として、もちろん株式会社になるとか有限会社になるとかNPOで置くのかということも、まだ研究段階ではありますが、会社を創設するとなりますと、普通の協議会という形ではありませんので、法人登録なり、そういうことも必要になってくる、またこのまちづくり会社では商店街の再生とか、そういうところも、駅の再生とかにもかかわっていただきたいと思いますので、なかなか、個人の考えではなく、やはりそういう方面にたけたコンサルに支援をいただきながら進めていくほうがいいのではないかというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

こうしたまちづくりを進めていくためには、町、そして住民の方が主体的に取り組んでいくことが大事ではないかと思えます。

特産品の開発であるということもかかわるとは思うんですけども、このまちづくり会社というのは、有志の方に出資していただいて、事業もその方たちで考えていくということで、主体的なまちづくりには大変意義があるのではないかと考えています。

今後、地方創生ということで、まちの活性化に取り組むには、この主体性、主体的に取り組んでいくということが非常に大切になると思うんですけども、そうした主体性を発揮していく取り組み、町としてはどのようにお考えでしょうか、お聞きをいたします。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま、向出議員のほうから、まちづくり会社による主体性というんですか、そういうのを、主眼をどこに置くかという質問だと思います。

当然、議員御指摘のとおり、主体性というんですか、やっぱり住民参加型の会社を設立することによって、地域の活性化、また今回示させていただきました地方創生の戦略プラン等々にも当然その会社が大いに力を発揮していただけるものであるという観点からも、これを設立したいという思いを持って今回お願いしているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

ちょっと、この前の新聞に載っておりましたけれども、人件費を初め義務経費のことで、笠置町は109.4、和束町は90.6、南山城村は95.6、人件費の100を超えてはならないと新聞に載っておりましたが、109.4で、笠置町はそれで通っておりますの、それをお聞きします。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま、石田議員から質問いただいた分につきましては、経常収支比率の件だと思います。109%を笠置町ということで、今年の新聞に載っておりました。

これの分につきましては、当然90%か95%を超えると財政が硬直化しているということで、余り好ましくない数字で、京都府下では一番悪いということは御承知のところでございます。

その中で、なぜ笠置町がそういう109%になったかということを見るとするならば、一般財源、要は一般的な収入が笠置町が非常に少ない。例えば、地方税で言えば、笠置町の全体の予算の10%余り等は地方交付税に依存している団体でございます。その団体が、人件費及び経常的な経費、公債費も含めて、補助費も含めまして、それが経常的な経費でやっているというところで、大きな要因は、はっきり言いまして、一部事務組合への負担金、補助金が一番大きい要因でございます。これは、類似団体と比べましても非常に高いところがございます。

しかし、これは笠置町だけの問題じゃなしに、構成団体との経費の負担のあり方等につきましても、十分議論はさせていただいた中で、今回、こういうところにいるところでございます。

ただ、笠置町としましても、それに甘んじることなく、100%を切る努力ということで、過去には公債費の繰上償還、要は起債の繰上償還や、また物件費等につきましては総務課のほうで一括管理した中で、細かいところではございますが、そういうこともやらせていただいております。

あと、人件費等につきましても、府下で非常に、一番低い水準にございますラスパイレス指数もございます。その中で、こういう数字があるということは我々職員は十分承知しておりますけれども、ただ、こればかりは、外的な要因も含めまして、当然、今後もしろんな分につきまして削減できるような努力はしていきたいし、また不用額等につきましても、でき

る限り予算編成時におきまして厳密な予算編成をさせていただいた中で、努力はしてまいりたいと思っております。

いずれにしても、100%を切る努力をお互いやっていく必要がある、その中で、先ほど町長が所信表明で申し上げました笠置町における単独事業の見直し、これは議員の皆様方と御相談申し上げながら、やっぱりその分につきましては見直しをしていくことが一番必要であろうと、そのように考えておりますので、また常任委員会等におきまして提案させていただきますので、御審議をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7番（石田春子君） 7番、石田です。

笠置町だけ100を超えているということで、府下町村平均が93.8になっている状態ですので、例年、不用額が多く出されているが、財政硬直化をしている現状で、特に物件費を削減して町の負担を削減していただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいまの質問でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、それぞれ物件費等につきまして、また改善を図れるところについては図っていきたく思っております。

また、先ほど話がありました不用額の話でございますけれども、26年度の決算統計で見れば、笠置町の不用額は4,500万余りで、翌年度に繰り越す財源900万ありました。残りの3,600万が不用額として出ております。全体の予算規模が14億余りだったと思っておりますけれども、それを割り戻しましたら2.3%、これがええか悪いかという判断は、はっきり言ってございません。私個人的に見れば、それぐらいの財源が不用としても、翌年度の財源にもなりますし、そういう分ではそれは妥当的な数字であろうと。

ただ、これが6,000万、7,000万の不用額出るようであれば、やっぱり町としても予算編成やら、また過度な予算見積もり等を出さないように、やっぱり職員には徹底していく必要があろうかなと、そのように考えているところでございます。

議長（杉岡義信君） 石田さん、ちょっと今の質問、これとの関連が少ないですので、それぐらいにしといてください。西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

加速化交付金事業ということで、一応7,000万ほどの交付金をいただいております。これは、ほぼ申請どおりの額をもらえたということで、大変うれしく思います。

だけど、これをいかに有効に使うかということを中心に心掛けていただきたいと思うんですわ。

というのは、先ほどお話が出ていますけれども、まちづくり会社の創設とかいうことで、確かにこれ、考え方はいいと思います、うまいことやれたらね。ところが、これ大変や思いますよ、これ、会社設立して運用していくというのは。やはり、会社成り立っていくためには、大きい利益はなかっても、やっぱり利益がなかったら回っていけない。

先ほどお話があったけれども、今年度、こんだけの交付金があって物事をやるけれども、これ、あと何年も続いていくわけですから、その運用資金とかどういうふうになるのか。会社がうまいこと利益を得て回っていったらええけれども、その辺をよう分析してお金を使ってもらわんとあかんと思ういうのを要望しておくのと、もう1点は、特産品の開発とか、これも1、600万程度見ておられるわけですがけれども、開発して、それから販売までちゃんと持っていくよう、いくところまでやる資金として見てもらっているのかどうか。

ただ、今まで、町の5年ほどのあれを見てきますと、いろいろやりました。低炭素型事業とか、それから緑の分権とかいうていろいろやってきましたけれども、ほとんど後に残っていないのが現状ですわ。

そやから、今回もせっかく7,000万もの交付金をいただいたんやから、後へ残るようなことをやっていけるように、よく考えてもうて、ほんで地方創生の委員会もつくっていることなんで、委員会ともこの使い方についても十分検討してもうてやっていくようにしていただきたいと、これ要望しておきます。

それから、ちょっと単独にお聞きしたいのは、広域連携事業と単独事業ということに分かれておりますけれども、広域のほうで、例えばお茶の京都拠点及び周辺整備ということで110万の予算見ておられますけれども、これはこっちに書いてあるように、広域でやる事業やけれども、笠置町の中でこの案内板の設置とか、拠点の整備というのはどういうことをされるのかようわからんけれども、笠置町の中で整備とかをしていくのに110万程度要るやろうと、こういうことでよろしいんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

この連携事業についてお答えさせていただきます。

連携事業、2件ありますが、この1枚目で（連携）と書いている分については、相楽郡内であったり山城広域振興局管内で同時に全ての参加している自治体が取り組む事業なんですけれども、それ以外のお茶の京都拠点及び周辺整備というのは、おっしゃっていただいたと

おり、連携事業の中でも笠置町がこの拠点の整備と案内板の整備は独自でやっていこうというものになっています。

ほかの自治体についても、この130万円の連携の設立経費以外にも、そういうことも考えておられる自治体もあります。

うちのお茶の京都の拠点となっておりますのが、いこいの館と、それから笠置寺のほうになっておりますので、その、観光客が来られて、今、駐車場となっておりますところを整備したり、いこいの館から笠置山に向けての観光案内版を設置したりというふうな事業をこれに絡めて整備していこうということになっております。

上の相楽圏域のインバウンド観光事業につきましても、観光パンフレットの印刷であったり、JR笠置駅の周辺整備、ノルディックウォーク等の実施についても、これは連携で行う観光事業のほかに、笠置町単独でこの事業を上げて採択いただいたということになっております。

だから、先ほど西岡議員のほうから要望としてお伺いいたしましたことについては、もちろんこの7,032万という交付金は、今までにない10分の10でありますし、町としてもこれからのまちづくりを進める上で大切な財源だと思っております。有効に活用していく中で、町のほうも体制を整えた中で取り組んでいきたいと思っておりますので、その分だけお答えさせていただきます。失礼します。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） もう1点お伺いします。

お試し住宅整備ということで、一回試しに笠置町で住んでみて、それで移住できるかどうかというようなことでやっておられると思うんですけども、そういう、今、空き家対策等でいろいろ移住のこともやっておられますけれども、一回やっぱり入ってみたいなど、笠置ってどんなところかな、お試したいなという、そういう件数は何件ぐらい上がっておるんですか、今。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 空き家住宅の笠置に住みたいという登録ですね。それにつきましては、ただいま10件ほどの方が申し込まれております。

それと、この3月末でしたかね、飛鳥路の方にも1件、移住されてきた経過もありますし、今、それ以外に登録といたしましては10件ほどの登録がございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） 6番、西岡です。

10件も申し込みがあるわけやな。ということは、これ、早いことつくってもらわなあかな。

試しに来て、これ、450万か、見ておられるけれども、何件ぐらいこういうところをつくって、これやったら2件ぐらいかなと思うんやけれども、その辺。ほんで、その後、今後それをどういうふうに運用していくのか、ずっとそういうお試し住宅ということで運用していくのかね。

ほんで、お試し住宅の場合は、もう何もただで来てもらうようにしていくのか。

でない、これ、せっかくこういうふうにお金を使ってやっても、今回でも、今、飛鳥路へ1件来られたとか言うているけれども、北笠置のほうでは、1件、1年もたたんうちに出てしまうような状況にもなっていますんで、せっかくお金を使って、今、もう空き家になっていますわね、北笠置のほうやったら。

そういうこともあるんで、今後もやっぱり継続してそういうことをちゃんと回していけるようにやってもらうんやったらええけれども、その辺、件数と、ほんで今後、この整備した住宅をどういうふうに運用していくのか、その辺についてちょっと答弁願います。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 件数につきましては、2件程度を考えておりますし、それをお試し住宅として1年間で終わらせるのやなくて、継続的にお試し住宅も確保していきたいと思っておりますし、それについての家賃等々につきましては、まだ具体的などころではないんですけれども、今後ちょっと検討して決めていきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6番（西岡良祐君） そのお試し期間の入居はどうやって、どうなるんですか、無償で入ってもらって体験してもらおうと、こういう答えですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 今回の事業につきましては、まだ要項等も全くできていない、ほかの事業でもそうですけれども、全く要項等もできておりません。その中で、これから検討していく内容の中に、期間もそうですし、実費だけの弁償になるのか、ある程度、高額ではない家賃、使用料というだけをお願いとか、そこらもこれからの検討課題にさせていただきたいと思っておりますので、御了解いただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） わかりました。

説明聞いていたら、まだこれからそういうことも全部考えてやっていくということで、金額だけが上がっておるんで、絶対無駄遣いのないようにちゃんとやってくださいよ、ほんまに。

それで、これは、7, 000万というのは、28年度で使わんとあかんわけですね。そやから、額をもうただけを使わんなんからいうて使ってしまうようなやり方やなしに、よく分析してもうて、吟味してやっていただきたい思います。それだけ要望しておきます。

議長（杉岡義信君） 石田さん。

7 番（石田春子君） 7 番、石田です。

先ほども西岡君が言いはりましたけれども、この下の、役場の下の空き家の対策ですけれども、何百万かかけて、2カ月しか住んでおられなかったんで、これから契約はきちっと決めていただいてしていただかないと、たった、200万も300万もかけて2カ月しか住んでいただかなかったというのは残念ですので、ちゃんとそれだけははじめをきちっとつけてくれるように頼みます。

議長（杉岡義信君） 企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 失礼します。

北笠置につきましては、2件の方が入居されて、そして出られました。

1件につきましては、お風呂がないということもありまして町営住宅に移られたんですけども、そこにつきましては、改修も何も補助金は出ておりません。

そして、もう1件につきましては、この4月末で完全に出て行かれるというふうに聞いているんですけども、またその方が出て行かれたら、今、登録していただいている方に紹介して、家屋を見ていただいて、そういった中でまた住んでいただけるような形に持っていきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5 番（瀧口一弥君） 5 番、瀧口です。

単独事業の中で、私、1点抜けているような気がするんですけども、もし抜けていないとしたら、どの要項に入るかお答えいただきたいと思っておりますけれども、先ほど総務財政課長がお茶の京都拠点及び周辺整備などに観光客用の駐車場の整備、それも盛り込んでいるということをおっしゃいましたが、単独事業の中で、町商店街活性化のために必要な買い物客用の駐車場の整備、これが抜けておるような気がするんですけども、これ、もしどこかに入

っているならお答え願いたいと思うんですけども。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長兼会計管理者（前田早知子君） 失礼いたします。

お茶の京都の拠点整備は、その駅前、いこいの館周辺ということで、駅前も全て含めた中で考えております。

この場所というところでの特定ではないんですけども、この単独事業の中に、JR笠置駅整備という中にカフェスペース等、これは建物もそうですけれども、駅前周辺の整備、それから商店街の再生、空き店舗改修事業、ここらの中にも周辺整備という形でちょっと考えております。項目として駐車場整備という形では上げていないんですけども、改修整備の中の一部として、整備の中の一部として考えておりますので、そこら、ちょっと言葉としては入っておりませんでした。御了解いただきたいと思います。すみません。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

周辺整備の中に入っておるといってございまして、無料の駐車場、笠置町民並びに周辺町村の方がもし買い物にいられて、車を駐車したいというときに、無料の駐車場としたら、いこいの館周辺と産業会館周辺しかないわけですね。

笠置に郵便局あります。駐車場が2台しかないんですよ、2台分しか。要は、あそこら辺に駐停車して、よく交通の妨げになることが多いと。どうですか、あの辺あたりで無料駐車場つくるような計画並びに試案はございませんか。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） 今、瀧口議員のほうから質問いただきました駐車場の新たな新設を郵便局付近へ考えたかどうかと、買い物の客用のためにということで、確かに一定そういう話もあるかなと思います。

ただ、いずれにしても、用地買収等々のことも絡んできますし、また場所的にどの辺が一番ええのかということにつきましても、今回の加速化交付金の中で、事業を展開していく中でそういう話が出てこようとするなら、当然、翌年度以降の事業計画の中にも上げられんことはないと思います。

ただ、いずれにしても、どんな事業でも用地購入、用地買収というのが非常に難しい問題でございまして、もしそういうのを検討する際には、地元の区長さん等々にも協力をいただきたいと思っております。

ただ、今の段階ではまだ白紙だということで御理解を賜りたいと、そのように思っております。

議長（杉岡義信君） 瀧口君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

白紙ですか。商店街、各地にあります。一番近いところやったら加茂の商店街ね、というのかな、商店街あって、いつとき大変衰退していたんです。今も大したことないとは思いますが、ただ、あそこ、もう十数年前に商店街の中に駐車場をつくられました、無料の買い物客用の。

今まで、笠置町の商店街があって、衰退してきたんは、人口が減った、この周辺に物が豊富で安い商品があるからそこへ買い物客が逃げていったと、それも事実です。しかし、車社会になってから、あの商店街に無料の駐車場というのが一個もなかった。駅前にちょっとあった程度で、車とめる場所がないから買い物に大変不便すると。また、遠い、まだ柳生行きとかのバスが通っていたんで、その駐車されると車の通行の妨げになると、そういうのも一つの衰退していった原因の一つであろうかと思うんですよね。

だから、用地買収にお金がかかる、確かにかかります。ただ、借り上げて運営するという手もなきにしもないわけですね。買収というよりも、空き地をできたら、もし空き地があるならば、民間の空き地があるならば、そこを無料の駐車場に貸してくださいよと、そういう施策もこの中に入れていただいたら、活性化の一つになると思いますので、ぜひこの中のどこかにそういう金を投資する枠をつくっていただきたいと要望しておきます。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま、瀧口議員のほうからありましたとおり、その駐車場が公共のほうで用意するのか、それとも各商店街の方々が確保するのか、いろんな考え方があると思います。今回のこの事業につきましても、当然商工会の方々にもいろんな部分で参画をしていただいておりますので、やっぱりそういう方々の意見も拝聴しながら考えていきたい。

それともう1点、賃借でもええやないかということでございます。確かに、そういう方法もございますけれども、賃借することによって、何年間借りることのほうが、また費用的に高くなるということも、当然そういうことも考えながら、買収するのか借り上げにするのか、また、もしやるとなった場合は、そういうところにも考えていきたいと。

私が申し上げたのは、なかなか賃借をするよりも、やっぱり購入して一定笠置町の名前にしておくほうが、今後のためにもいいかなという思いを持って、もしやるとするならば、そう

いうぐあいに発言をさせていただきました。

ただ、議員から御指摘いただいた意見等につきましては、今後、発足する会社のほうでいろいろ議論はさせていただきたいと、そのように思っております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

3番（松本俊清君） 3番、松本です。

この予算について、加速化交付金という形で、広域または単独事業とも非常に詳しく明細に書かれて提示されておるんですが、これは絵に描いた餅にならないように徹底してやってもらいたいと思います。

ただ、急に言うてこれはできるような問題ではないと思いますんで、長期対策として今後取り組んでもらいたいと。

その中で、一つお願いがあるんですけども、ここに書いてあります広域、JR笠置駅周辺の整備ということになって、215万、予算に入っているんですが、この表示の仕方、例えば駅周辺は大体駅から何メートル範囲、何百メートル範囲を指すのか、どこまで整備するのか、ちょっと不透明に思います。

だから、できることなら、私の要望なんですけど、いこいの館にゲートボール場あるんですが、笠置駅の便所は美しくなってよくなったんですが、あそこのゲートボール場の便所もあの範囲内に入るのか、一応検討してもらって、よそからお客さんが来るというような明るいまちづくりの体制をとってもらうように、絵に描いた餅にならないようよろしくお願いいたしますと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま、松本議員のほうから、加速化交付金の分について、当然効果の出るような事業展開をせいでいただきました。

この件につきましては、先ほど西岡議員からもいただいたとおり、当然我々も国からいただく交付金、これも税等の部分でございますので、有効に活用させていただきながら、皆様方と相談を申し上げて、笠置町の地域活性化のために一翼担うような交付金を使っていきたいと考えております。

それともう1点、トイレの件が出ました。

これも、議会運営委員会でもあったかなと思いますけれども、当然、駅のトイレは今回先行型交付金で改修させていただき、また、わかさぎ公園にあるトイレ、また、いこいの館の、今、御指摘ありましたトイレ等についても、今後は検討させていただきたいと、そのように

考えているところでございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） ちょっと最後にあれですけども、今、問題になっているいこいの件ですけれども、これ、新しい会社をつくってまちづくりをやっというこことであれなんですけれども、いこいを今後どういうふうに立て直していくのか。これ、町長、先ほどの所信表明でもおっしゃっていましたが、このいこいは、今、有限会社わかさぎというこことで残っていますけれども、これ社長1人、町長1人、この会社ですね、今。

これをどういうふうに、このせつかくの、今、地方創生の笠置創生ということになってやっっているわけですから、その辺のいこいの館のことが全然ここへも出てきていないというの1件と、それともう1件は、私、2月の議会でも質問しましたが、前町長に引き継ぎ事項としてどういうことをやっしてくれんというこことで質問しました。

そのときにも出しましたけれども、切山の不耕作地にワイナリー計画いうのをやっておられました。これも現町長も御存じや思いますけれども、これも全然ここへ入っっていないというこことで、2月の議会でも私は指摘したんですけども、その2点について、今後どういうふうに対応していこうとやっておられるのか、これは観光課長か町長のほうで答弁願います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） これからのいこいの館についてとワイナリーについての御質問をいただきました。

いこいの館については、きょう夕方、土埃さんとコモンズさんと3者会談をいたす予定になっております。私、まだアバウトな状況しか聞いておりません。大体、今、厳しい赤字路線が続いているいうことを聞いているだけでして、そのデータを詳しく精査したり、そういうこことはまだ正直できておりません。そういうこことで、私なりに詳しく現状を把握して、これからのまた契約をするのかどうか、また新しい委託先を見つけていくのか、そういうこことも考えていきたいと思っております。

私は、いこいの館については、今の現状のままでは、委託先を変えても同じような赤字路線が続いていくだろうと私は思っております。先ほども申しましたように、ほかの施設とは違っった価値観を持たなくては、いこいの館にはお客さんは来ていただけないと思っております。

幸い、お茶の京都の拠点にいこいの館、笠置山が拠点と位置づけておりますので、そういうこことも生かして、お茶の京都DMO、これからつくっっていくわけですから、その辺で広域

的にそういうことも広げて集客をつなげていきたい。

また、私の個人的な思いでは、やはり最低限のハード面、今までは壊れたところだけの修理に終わってございましたけれども、もう一歩前へ進んで、お客さん来ていただけるような施設に変えていく、そのようなことも必要だと思っております。

また、これからつくるまちづくり会社にここを委ねていく、そういうことは今全く考えておりませんで、今、できるだけ独自で再生できるような道を探っていきたい、そのように思っております。

ワイナリーにつきましては、この件についても、まだ詳しいことは聞いておりませんが、3月の末に地権者の方と企業の方が話をされて、価格についても提示をされた、そのように聞いております。また、区のほうから、地権者だけが受け入れるのではなくて、切山区全体としてこの事業を受け入れたい、そのために区全体に説明をしていただきたい、そういうことを企業に要望されておる、そのように聞いております。

私個人といたしましては、ここまで進んできた事業ですので、できるものなら進めていきたい、そのように考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

6番（西岡良祐君） ワイナリーの件ですけれども、進めていきたいということやったら、なぜこの地方創生のここへ上げてこないんですか。

そんなん、企業と切山地区と交渉してやっつけいうたって絶対無理ですよ、そんなん。そやから、町も、まちづくりとして不耕作地を解消していこういうことを上げるんやったら、やっぱりこの地方創生の中へも入れてきて、ほんでやっていかんとあかんのやないですか。これ、7,000万も金もろてるんやから、ちょっとはそのワイナリーの事業がうまくいくように、そこへも予算をつけるぐらいのことを考えてもええんじゃないですか。その辺、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私、思いますのには、この事業は民民の事業、企業は民間の企業でありますし、土地を持っておられる方は民間の方であります。だから、基本は民民の事業でありますので、こういう加速化交付金とかをストレートに充てる、そういうことはなかなか難しいものだと私は考えておりますので、ここにはそういう形ではなかなかのってこない、そのように私は理解をしております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） ほな、町長は、ワイナリーの問題は民民の事業やと、町はもう別にタッチする考えはないと、こういうことなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いや、そういうことではなくて、今、土地を持っておられる方の土地を中間管理機構（農地バンク）にそういう登録をしていただく、そういう事業も進められております。そういう仕事について、行政が中に入って、そういう事業を、そういう作業を進めていく、そういうことになっておりますので、町としたら、そういう土地を持っておられる方の土地を京都府の中間管理機構（農地バンク）に移していただく、そういう作業は行政が責任持ってやっていく、そのようなかわり方が私は必要だと考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

6 番（西岡良祐君） 町長の認識、ちょっとずれているんじゃないかなと思いますよ。

これね、ワイナリーの問題は、3年前かな、企画観光課のほうで、不耕作地の解消について笠置町としてどういうふうにやっていくかということを中心にちゃんと計画して、ほんで農業委員会等にもちゃんと説明をして、ほんでこれ取り組んでいるわけですよ、今まで来たんは。

確かに、用地の貸借とか、そういうものについては民民でやってくれということやってるけれども、そやけども、あそこへワイナリー的なものができたら、やっぱり道も寄さんなあかん、それから鳥獣被害の対策もせなあかん、そんなことまでして一企業の民間が来てくれるはずないでしょう、そんなん。

そやから、そういうところは、公共的なところは町が面倒を見て、そして笠置町としてその不耕作地を解消してやっていこうと、こういう目的でやっていたはずですよ。そやから、何か企業と民間とがやってくれよったらええわいうようなやり方では、多分この問題はできないと思いますよ、それは。

そやから、町長、よう切山知ってはるやろうけれども、切山へ行ってくださいよ。私は、農業委員会でパトロールするけれども、あの不耕作地、どうなっているんや、今、もう。もう田畑、田んぼ今つくっている人は、もう1軒か2軒ほどになっているんですよ。

そこをどうしていこうかいうことでやりかけたはずやから、その辺もうちょっと、ほんまにやんねやったら、ここへでも上げてやっていくぐらいのことをやっていただきたい。やらへんねやったら、やめといたらよろしいですけども、その辺ちょっと認識を持ってもらわんと困るもんで。

議長（杉岡義信君） 参与。

参与（田中義信君） ただいま、西岡議員のほうから、いこいの館とワイナリーの話が出ました。

町長が民民同士の話という部分は、今、西岡議員がおっしゃいましたとおり、土地を最終的に借りる部分につきましては、民間の方が持っておられる土地の所有者の方と話をするという意味で民民という話。議員も今御指摘いただいたとおり、当然それをやるに当たって、公共的な道路、また水路等につきましては、当然笠置町で直さんなん、町道の部分については当然うちのほうでやっていく必要もある、これは当然、今の町長も認識しているところでございます。

我々としましては、荒廃農地の解消に向けて、中に入りながら事業がうまく進める方策等々につきましても一緒に考えていきたい。今までも考えてきていますし、これからもそうしていく予定でございます。

それと、今回の地方創生の部分で全然入っていないかという話でございますけれども、ただ、間接的に言えば、特産品の販売の経路等につきましては、当然これは笠置町の、もしワイナリーが笠置町でできるとするなら、それをそういう経路というのは開発していく、開拓していくと、そういう意味では入れておりますので、側面でバックアップできるところにつきましては当然やっていきたいと、そのように思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。承認第7号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第7号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（杉岡義信君） 挙手全員です。したがって、承認第7号、平成27年度笠置町一般会計補正予算（第7号）に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第10、同意第1号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、西岡良祐君の退場を求めます。

(西岡良祐君退場)

議長(杉岡義信君) 提出者の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長(西村典夫君) 同意第1号、笠置町監査委員の選任につき同意を求める件。

下記の者を笠置町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年4月14日提出、笠置町長、西村典夫。

記。

住所、京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通91番地。氏名、西岡良祐。生年月日、昭和19年1月22日。以上です。

議長(杉岡義信君) 本件は、質疑、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略します。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。西岡良祐君を笠置町監査委員の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(杉岡義信君) 挙手全員です。したがって、西岡良祐君の笠置町監査委員の選任同意に同意することに決定しました。

西岡良祐君の入場を認めます。

(西岡良祐君入場)

議長(杉岡義信君) 西岡良祐君に申し上げます。監査委員の選任の件は、原案のとおり同意されました。

議長(杉岡義信君) 日程第11、相楽郡広域事務組合議会議員選挙を行います。

地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに

決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

相楽郡広域事務組合議会議員に田中良三君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました田中良三君を相楽郡広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました田中良三君が相楽郡広域事務組合議会議員に当選されました。

田中良三君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。当選の挨拶は省略します。

議長(杉岡義信君) 日程第12、加茂笠置組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

加茂笠置組合議会議員に石田春子さんと松本俊清君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました石田春子さんと松本俊清君を加茂笠置組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました石田春子さんと松本俊清君が加茂笠置組合議会議員に当選されました。

石田春子さんと松本俊清君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。当選の挨拶は省略します。

議長（杉岡義信君） 日程第13、京都地方税機構議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

京都地方税機構議会議員に松本俊清君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました松本俊清君を京都地方税機構議会議員の当選人に定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました松本俊清君が京都地方税機構議会議員に当選されました。

松本俊清君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。当選の挨拶は省略します。

議長（杉岡義信君） 日程第14、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（杉岡義信君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成28年第1回笠置町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時52分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 田 中 良 三

署名議員 向 出 健